

佐賀市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

窓口での市民サービス向上を目的とした書かない窓口の導入に伴い、印鑑登録証明書の交付にかかる手続きについて見直しを行うことで、市民の利便性向上と不正請求等の防止を図ります。

2 改定内容

- (1) 現行のコンビニ交付サービスにおいてマイナンバーカードで印鑑登録証明書の取得が可能としている状況を鑑み、窓口において印鑑登録者本人に限り、印鑑登録証の代わりにマイナンバーカードの提示による交付を認めます。
- (2) 書かない窓口の運用に伴い、交付申請時に本人確認を実施します。

	現行	一部改正案
登録者本人が交付申請する際の必要書類	印鑑登録証	「印鑑登録証 + 本人確認書類」 又は マイナンバーカード
代理人が交付申請する際の必要書類	印鑑登録証	印鑑登録証 + 代理人の本人確認書類

3 条例施行予定日

令和8年8月1日